

答 申 第 1 号

平成 23 年 1 月 20 日

兵庫県教育委員会 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 山下 淳

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 21 年 2 月 19 日付け諮問第 7 号及び平成 22 年 6 月 4 日付け諮問第 5 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

学校体罰に係る事故報告書、懲戒処分等報告書

答 申

第1 審議会の結論

本件対象文書のうち、

- 1 公立小・中学校及び県立学校(県立高校及び県立特別支援学校(平成19年3月31日までは県立養護学校。))における体罰に係る事故報告書(平成18年度、19年度、20年度及び21年度に県教委に提出されたもの。以下「第1文書」という。)
- 2 教職員の処分に関する報告書(平成18年度、19年度、20年度及び21年度に県教委に提出されたもの。以下「第2文書」という。)

の部分公開決定については、第1文書の第5の1の(2)のイの から までの部分を非公開としたこと及び第2文書の部分公開決定は妥当であるが、その余の部分については公開すべきである。

第2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成21年1月26日、異議申立人は、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第4条の規定により、兵庫県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対して、公文書の公開を請求(以下「本件公開請求(第1次)」という。)した。

2 実施機関の決定

平成21年2月9日、実施機関は、本件公開請求(第1次)のうち、7に記載の公文書について公文書部分公開決定処分(以下「本件処分(第1次)」という。)を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成21年2月13日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160

号)第6条の規定により、本件処分(第1次)を不服として実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て(第1次)」という。)を行った。

4 公文書の公開請求

平成22年5月11日、異議申立人は、条例第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求(以下「本件公開請求(第2次)」という。)した。

5 実施機関の決定

平成22年5月21日、実施機関は、本件公開請求(第2次)のうち、7に記載の公文書について公文書部分公開決定処分(以下「本件処分(第2次)」という。)を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

6 異議申立て

平成22年5月25日、異議申立人は、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分(第2次)を不服として実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て(第2次)」という。)を行った。

7 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次のとおりである。

(1) 対象公文書(第1次)

公立小・中学校、県立学校における体罰に係る事故報告書(平成18年度、19年度に実施機関に提出されたもの。顛末書、診断書を除く。)

各市町教委等から提出された体罰に係る教職員処分に係る報告書(平成18年度、19年度に実施機関に提出されたもの。)

(2) 対象公文書(第2次)

公立小・中学校、県立学校における体罰に係る事故報告書(平成20年度、21年度に実施機関に提出されたもの。顛末書、診断書を除く。)

各市町教委等から提出された体罰に係る教職員処分に係る報告書(平成20年度、21年度に実施機関に提出されたもの。)

8 諮問

平成 21 年 2 月 19 日（第 1 次）及び平成 22 年 6 月 4 日（第 2 次）、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立て（第 1 次及び第 2 次）に対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立て（第 1 次及び第 2 次）の趣旨は、本件処分（第 1 次及び第 2 次）の取消しあるいは変更を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書（第 1 次及び第 2 次）、意見書において述べられた本件異議申立て（第 1 次及び第 2 次）の理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件処分（第 1 次及び第 2 次）は、平成 20 年 10 月 30 日付け兵庫県情報公開審査会答申第 70 号（以下「答申第 70 号」という。）に違背するものである。

答申第 70 号は、本件公開請求（第 1 次及び第 2 次）に係る公文書と同内容の公文書につき、以下の部分については、公開すべきであると判断している。

学校名並びに学校長の氏名及び印影

加害教員の校務分掌及びクラス名

これら以外の項目のうち、他の情報と照合することによって学校名が明らかになると解される情報

部活動名や体罰の状況等（新聞報道がされたものに限る。）

よって、答申第 70 号及び条例に沿うように、本件処分（第 1 次及び第 2 次）を取り消し、非公開範囲を変更するよう求めるものである。

(2) 実施機関は、答申第 70 号を無視し、答申第 70 号の対象となった公文書の

非公開部分を変更することなく維持し続け、さらに年度が異なる同内容の公文書を対象とした本件処分（第1次及び第2次）についても同様の対応をとり続けている。

答申第70号は、情報公開の専門機関である審査会が出したものであるというにとどまらず、異議申立人と実施機関との間で同内容の公文書をめぐって出された複数の裁判所の判決をも吟味した上で出されたものである。

このような実施機関の対応は、本来公開されるべき行政情報を秘匿する点のみならず、審査会の答申を尊重すべき諮問庁の義務（条例第19条第1項）にも違背するものである。

- (3) 以上より、本件処分（第1次及び第2次）のうち、答申第70号に違背する部分については公開されるべきである。

特に学校名、学校長名の非公開を取り消すべきとの答申を求める。

その他児童生徒の識別にいたらない情報について、非公開を取り消すべきとの答申を求める。

第4 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述について述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

- (1) 第1文書は、県立学校長及び市町教育委員会が、校内において体罰と疑われる事件が発生したとき、加害教員や被害児童・生徒、その他体罰を目撃した関係者等から事情を聴取し、当該事件が体罰という非違行為で懲戒処分の対象であると判断した場合に作成され、実施機関に対し報告した公文書である。

実施機関は、提出された報告書の内容をもとに、加害教員や関係者等への事情聴取を行い、報告書の内容を補充し事実を確定したうえで、体罰を行っ

た教員に対する懲戒処分等の量定を検討しており、報告書中には、「相応の処分をお願いします。」など、懲戒処分等を求める旨の見解が記載されているものが多数を占めていることから、実質上の処分内申となっている。

(2) 第2文書は、懲戒処分通知書の交付者が、加害教員に対し、懲戒処分等通知書を交付した旨の県教育事務所長等からの報告書である。

2 条例第6条第1号の該当性について

(1) 「加害教員が懲戒処分を受けた」という情報について

公務員が懲戒処分等を受けたことは、公務執行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、公務員の個人の私事に関して通常他人に知られたくないと認められる情報であるというべきであり、条例第6条第1号前段の個人プライバシー情報に該当する。

そして、第1文書は、市町立学校、県立学校ともに県教委に対し懲戒処分等を求めるための報告書であり、現実に、県教委は、報告がなされた体罰を行った加害教員全員に対し、何らかの懲戒処分等を行っている。第2文書において記載された加害教員を識別することができる情報が公開された場合、加害教員が何らかの懲戒処分等を受けたことを確実に知らしめることとなり、プライバシー保護の利益を害することとなる。

よって、懲戒処分等を受けたことを確実に知らしめることとなる、第1文書に記載された加害教員が体罰を行ったという情報は、加害教員が懲戒処分等を受けた情報と同一情報であるといわざるを得ず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する個人のプライバシー情報に当たる。

(2) 条例第6条第1号該当性について

以下、第1文書において非公開とした情報の条例第6条第1号該当性について検討する。

- ア 加害教員の氏名は、それ自体で加害教員を識別することができる情報なので、条例第6条第1号前段の非公開事由に該当する。
- イ 加害教員の所属する学校名、当該学校の学校長名（印影を含む）については、それ自体だけでは、加害教員を識別することはできないが、学校要覧や兵庫県教育関係職員録などの一般に入手可能な他の情報と組み合わせることにより加害教員が特定されることから、条例第6条第1号前段の非公開事由に該当する。
- ウ 学校の規模等については、それ自体だけでは、加害教員を識別することはできないが、学校要覧や兵庫県教育関係職員録などの一般に入手可能な他の情報と組み合わせることにより加害教員が特定されることから、条例第6条第1号前段の非公開事由に該当する。
- エ 加害教員の生年月日、身長体重、被害児童生徒の氏名、被害児童生徒のクラス名、生年月日、身長体重、保護者の氏名、住所については、特定の個人を識別することができる情報であり、社会通念に照らして判断すると、通常他人に知られたいと認められる情報であることから、条例第6条第1号前段の非公開事由に該当する。
- オ 被害児童生徒の家庭環境及び心身の状況については、被害児童生徒の人格と密接にかかわる情報であり、条例第6条第1号後段の非公開事由に該当する。
- カ 他の教員の氏名については、それ自体だけでは、加害教員を識別することはできないが、学校要覧や兵庫県教育関係職員録などの一般に入手可能な他の情報と組み合わせることにより加害教員が特定されることから、条例第6条第1号前段の非公開事由に該当する。
- キ 上記以外の情報のうち、加害教員の氏名が明らかとなる情報
上記以外に、実施機関が非公開とした情報については、それ自体では加害教員を識別することができないが、他の情報と照合することにより学校

名が識別でき、さらに学校名と他の情報とを照合することにより、加害教員の氏名が識別することができる情報である。

3 条例第6条第6号（事務又は事業に関する情報）の該当性

(1) 本件各文書の非公開部分が県教委の行う懲戒処分等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当すること

ア 県教委の行う懲戒処分等に関する情報に該当すること

県教委は、上記1で述べたとおり、兵庫県内の公立学校に所属する教職員が児童生徒に対して体罰を行ったと疑われる事件が発生した際、当該学校の校長が加害教員や被害児童生徒、関係者の事情聴取等の調査を行い、当該事件が体罰という非違行為に該当し、懲戒処分等の対象となると判断した場合、体罰事件の発生を報告し、懲戒処分等を求める旨の県教委への報告書を作成・提出し、市町教委は、さらに調査を行い、体罰に該当し、懲戒処分等の対象となると判断した場合、同様の報告書を作成・提出し、県教委による加害教員に対する事情聴取を経て、事実関係を確定し、懲戒処分等を行うこととしている。これは、非違行為を行った教職員に対する懲戒処分等を行うにあたり、できる限り正確な事実を把握、調査することにより、適正な懲戒処分等を行う必要があるためである。

このように、公立学校の校長や市町教委の報告書は、県教委に対し、懲戒処分等を求めるために作成される文書であり、県教委が行う懲戒処分等という「人事管理に係る事務」（条例第6条第6号前段工）に直接使用する目的で取得した情報である。

イ 県教委の行う懲戒処分等の適正な遂行に支障が及ぼすおそれのあること

公立学校の校長や市町教委は、県教委に報告書を提出するにあたり、加害教員はもちろん、被害児童生徒、体罰が発生した現場に居合わせた児童生徒等から、体罰が発生した当時の状況を聴取し、それをもとに県教委へ

の報告書を作成している。これら各人に行われる事情聴取は、なんら法的根拠や強制力によるものではなく、被聴取者が任意にこれに応じてそれぞれ発言するものを聴取している。

仮に、事情聴取を受けた各人の発言した内容を基に作成された報告書が、加害教員の氏名、学校名等加害教員を特定することができる情報とともに公開されるようなことになれば、加害教員は、自己に都合の悪い事実を報告しなくなったり、自己を弁護するような発言をするようになることが十分予想される。また、事情聴取を受けた関係者も、事実をありのままに発言することに消極的になるおそれもある。

そうすると、各人の任意により行われている校長又は市町教委の事情聴取により正確かつ十分な事実確認、調査ができなくなり、その結果、県教委の懲戒処分等の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある。つまり、本件各文書に含まれるところの、事情聴取の対象となった加害教員及びその属する学校の教職員、被害児童生徒及びその保護者を識別することができる情報は、これらを公開すれば、県教委の行う懲戒処分等という「人事管理に係る事務」（条例第6条第6号前段エ）に関し、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるのであり、これらの情報は、条例第6条第6号前段の非公開情報に該当する。

(2) 本件各文書の非公開部分が学校における教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当すること

ア 体罰に係る報告書は、各学校から見れば、学校における教育活動の一環として作成するものであって、各学校の所属する地方公共団体（市町立学校にあっては各市町、県立学校にあっては県）の行う学校における教育活動という事務又は事業に直接使用する目的で作成するものに該当する。

イ 学校における教育活動の現状

学校においては、日々、さまざまな生徒指導上の問題を抱え、多くの教

員が、生徒の服装の乱れ、化粧をする、髪を染める等の校則違反、万引き、喫煙等の非違行為の指導について、多様化する生徒を、体を張って、懸命に指導しているのが現状である。

しかし、児童生徒が指導に従おうとせず、教員に対し暴力を振るったり、周辺の器物を損壊するといったような事案が起こることも、少なくない。そのような時、教員は、自身に危害が加えられたり、他の児童生徒らに危害が加えられたりすることを体を張って止めようとするのが通常であり、暴行を行う児童生徒に対し、有形力の行使を行うこともあり得る。そのような中には、結果として有形力の行使が体罰となってしまうような場合もあり、教員としても、当然、体罰が禁止されていることは十分承知しているものの、そのような児童生徒を制止するにはそうするしかなかったというのが、学校現場において、教員の置かれている状況である。

ウ 学校における教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあること

もとより、体罰自体が正当化され、許されるものではないが、このような体罰事案にあっても、ひとたび学校名、加害教員の氏名等が公開されることになれば、往々にして、一部児童生徒の凶悪で卑劣な言動など、体罰を行うに至ってしまった、又は正当な指導が体罰であると評価されてしまうこともあるという厳しい教育現場の事情は度外視され、本来追及されるべき当該生徒の言動は問題にされることはなく、指導の結果として教員が体罰を行った事実のみが取り上げられ、学校教育法で禁止されている体罰を行った教員は許されるものではないと批判され、厳しく罰せられなければならないとして、教員の責任追及のみがクローズアップされる傾向にあり、このような傾向が続けば、教員の意欲がなくなり、学校と家庭・地域との信頼関係が崩壊することとなる。

したがって、学校名等特定の学校を識別することができる情報、加害教員の氏名等特定の個人（加害教員）を識別することができる情報は、市町

立学校にあっては、市町が行う事務・事業（学校における教育活動）に関する情報であり、また、県立学校にあっては、県が行う事務・事業（学校における教育活動）に関する情報であって、これらの情報を公開すれば、それぞれ、当該事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 6 条第 6 号前段の非公開情報に該当する。

4 兵庫県情報公開審査会答申第 70 号について

異議申立人は、本件部分公開決定について、答申第70号に違背するものであり、本件決定を取り消し、変更するとの決定を求めている。

確かに、実施機関は、本答申の内容とは異なる決定を行った。しかし、実施機関は、「情報公開審査会の答申を尊重しつつ、公開することによる利益と不利益とを比較衡量の上、行政の説明責任と個人のプライバシー保護との調和を考慮しながら、慎重に再検討」をした上で、答申第 70 号と異なる判断を採用したものであり、そして、答申第 70 号と異なることとなった箇所については、実施機関の決定においてその理由を明記している。このように、実施機関の決定ないし本件処分（第 1 次及び第 2 次）は、条例第 19 条第 1 項に反するものではない。

なお、異議申立人による異議申立ては、本件処分（第 1 次及び第 2 次）が非公開とした情報が非公開情報に該当するか否かという問題であり、条例第 19 条第 1 項に違反するか否かという問題は何ら関係がなく、本件の争点とはならない。

そもそも、本件条例第 19 条第 1 項は、「諮問庁が審査会から答申を受けた場合の諮問庁の責務及び手続を定めたものであ」って、行政事件訴訟法第 33 条第 1 項の取消判決の拘束力や行政不服審査法第 43 条第 1 項の裁決の拘束力のような法的拘束力はなく、審査会の答申の内容と異なる判断をしたからといって、答申を尊重していないことと同義であることにはならないし、そのこと自体が本件処分の違法事由を構成することはない。

- 5 以上のとおり、本件処分（第1次及び第2次）は、条例の非公開理由の要件に該当するものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

1 条例第6条第1号の該当性

実施機関は、第1文書及び第2文書が条例第6条第1号に該当するとして部分公開としていることから、以下検討する。

(1) 条例第6条第1号の趣旨等

ア 本号は、個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接かかわる権利であること、いったん侵害されると事後的に回復が不可能であること等から、個人のプライバシーに関する情報が記録されている公文書については非公開とする趣旨である。

イ 「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、思想、信条、健康状態、学歴、所属等個人の属性を示すすべての情報をいう。

ウ 「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含む趣旨である。

エ 「通常他人に知られたいくないと認められるもの」とは、特定の個人の主観的判断のいかんを問わず、社会通念に照らして判断すると、他人に知られたいくないと思うことが通常であると認められる情報をいう。

ただし、公務員の職務の遂行に係る情報については、「通常他人に知られたいくないと認められるもの」に当たらず、これらの情報が記録されている公文書については公開しなければならないものである。

オ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文等個人の人格と密接にかかわる情報や未公表の著作物等個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報をいう。

(2) 第1文書について

ア 当該部分には、実施機関が体罰を行った教職員に対し懲戒処分等を行うに当たって、県立学校又は県教育事務所から受領した公文書（報告書）であり、概ね次の から までの情報が記載されている。

被害児童生徒の氏名、性別、生年月日、年齢、学年、クラス、身長、体重、家庭環境、保護者氏名及び住所並びに負傷の程度

他の児童生徒の氏名

加害教員の氏名、性別、生年月日、年齢、校務分掌等（担任学年、クラス、担当教科等）、クラブ顧問、身長及び体重

学校名並びに学校長の氏名及び印影

体罰の原因と状況、学校においてとった措置等

体罰発生の日時及び場所

イ 実施機関は、次の情報を条例第6条第1号前段（以下「前段」という。）に該当するものとして非公開としている。

被害児童生徒の氏名

被害児童生徒のクラス名、家庭環境及び心身等の状況

保護者の氏名及び住所

他の児童生徒の氏名

他の教員の病気休暇等の事情

加害教員の住所及び病気休暇等の事情

加害教員の氏名

学校名並びに学校長の氏名及び印影

加害教員の異動年月日、配属校

から までの項目以外の項目のうち、他の情報と照合することによって、又は が明らかになると解される情報

ウ そこで、上記イの から までの情報が前段に該当するかどうかを検討する。

(ア) このうち、 から までの情報は、特定の個人を識別することができる情報であって、社会通念に照らして判断すると、通常他人に知られたいと認められることから、前段の非公開事由にあたる。

(イ) 次に、 の体罰を行った加害教員の氏名の非公開が妥当かどうかについて検討する。

第1文書の性格は、実施機関が、体罰を行った教職員に対して懲戒処分等の手続を進めるために、県立学校又は県教育事務所から受領した公文書（報告書）であり、諮問庁が主張するとおり、懲戒処分等に関する内申という性格を有するものと認められる。すなわち、当該報告書においては「校長の加害教員に対する処分の見解」という欄や「相応な処分をお願いしたい。」という文言がほぼ例外なく記載されているほか、各教育事務所からは、教職員の懲戒処分等を行う権限のある教職員課の課長あてに提出されている（公立小・中学校、県立高校の教育内容に関する指導助言を行う義務教育課、高校教育課あてではない。）。実際に、実施機関が条例第22条に基づき当審議会に提出した資料によれば、平成22年12月14日現在、1件の処分未定案件を除き、第1文書に記載された加害教員の全員が任命権者による懲戒処分（停職、減給又は戒告）その他訓告、嚴重注意又は説諭（以下「懲戒処分等」という。）を受けていることが認められる（なお、処分未定案件については、加害教員が告訴されており、検察の処分を待って、処分を行うとのことである。）。

そうすると、加害教員が懲戒処分等を受けたことは、後述(3)イ)するように私事に関する情報の面をも含むことから、前段の非公開事由にあたり、プライバシーとして保護されるべきであるから、ここで氏名が特定されることは、何らかの処分が行われたということを実に知らしめ、プライバシー保護の利益を害するものである。

以上のことからすると、加害教員名を公開することにより、当該教員が懲戒処分等を受けたことが明らかとなることがうかがわれる。この情報は、一方で公務遂行等に関して非違行為があったということを示すものではあるものの、他方で公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有するというべきであるから、加害教員名を公開することによりプライバシーとして保護されるべき利益が害されることになる。

よって、 の加害教員の氏名は、前段の非公開事由に当たる。

(ウ) 及び の情報は、実施機関によれば、それ自体では加害教員又は体罰を受けた児童生徒を識別できないが、兵庫県教育関係職員録又は学校要覧という他の情報と照合することにより特定の個人が識別されうる情報であることから、前段に該当し非公開としたものである。

まず、「他の情報」の意義については、最高裁判所平成6年1月27日判決(平成3年(行ツ)第18号)において、「一般人が通常入手しうる関連情報」との考え方が示されており、具体的には、広く刊行されている新聞・雑誌・書籍や、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等をいい、特別の調査をすれば入手しうるかもしれない情報については「他の情報」に含まれないものと解する。

また、図書館等の公共施設で入手可能な書籍等からの情報であっても、国立図書館、最高裁判所図書館、あるいはある特定地域のごく限られた図書館には配架されているが、一般人には、そのような特定の図書館に当該書籍等が配架されているとは容易に思いつかないような書籍等から

の情報については、「一般に」入手可能な情報とはいえないものと解するのが相当である。

上記の考え方に照らし、兵庫県教育関係職員録及び学校要覧が照合可能な「他の情報」に該当するかどうかを検討する。

兵庫県教職員組合が発行する兵庫県教育関係職員録には、教職員の氏名、性別、担当学年、教科、学校名、学校の所在地、クラス数、生徒数等が掲載されている。当該職員録は、兵庫県下の教育関係者に頒布されているものであって、それ以外の不特定多数の者に広く刊行されているとはいえず、兵庫県立図書館のほか市立図書館（神戸市1カ所、西宮2カ所）3カ所に配架されているだけである。一般人がこの職員録の存在及びそれが県立図書館等に配架されていることに容易に思い至るとは考えにくく、一般に入手可能な情報とはいえない。

よって、兵庫県教育関係職員録は「他の情報」に該当しない。

次に、学校要覧には、教職員の氏名、担当学年、クラス、教科、校務分掌等が掲載されているが、県立学校の学校要覧は、兵庫県立図書館に配架されているだけである。当審議会において、学校要覧の配布状況を調査したところ、発行部数は相当に限られており、所属教育委員会その他学校関係者（教職員、PTA役員等）に配布されているに過ぎないことが認められる（なお、高等学校や特別支援学校において学校案内が入学希望者などに対して広く頒布されていたが、ここには教職員の氏名や担当学年等の情報は記載されていなかった。）。

よって、一般人において、学校要覧の存在に思い至りかつこれを入手することが容易であるとは認められず、学校要覧は「他の情報」には該当しない。

以上のとおり、兵庫県教育関係職員録及び学校要覧が照合可能な「他の情報」に該当しない以上、及び の情報は、他の情報と照合するこ

とにより加害教員又は体罰を受けた児童生徒を識別しうる情報とはいえず、前段の非公開事由には当たらない。

(エ) の情報については、実施機関によれば、それ自体では加害教員又は体罰を受けた児童生徒を識別できないが、他の情報と照合することにより学校名が識別でき、さらに、学校名と他の情報とを照合することにより、特定の個人が識別されうる情報であることから、前段に該当し非公開としたものである。

しかし、学校名を識別できたとしても、(ウ)で述べたように他の情報と照合することにより特定の個人が識別されうる情報とはいえないことから、 の情報は前段の非公開事由には当たらない。

(3) 第2文書について

ア 第2文書は、体罰を行った教職員を含む関係者に対して行った懲戒処分等について、県立学校又は市町教育委員会が実施機関に対して報告した文書である。

イ 加害教員その他の教職員が懲戒処分等を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものということができ、このような情報は前段の非公開事由に該当すると解することが相当である。

2 条例第6条第6号の該当性

実施機関は、第1文書及び第2文書が条例第6条第6号に該当するとして部分公開としていることから、以下検討する。

(1) 条例第6条第6号の趣旨等

条例第6条第6号は、公開請求に係る公文書に「県の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務若しく

は事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

- (2) 実施機関は、本文書に記録されている事情聴取の対象となった加害教員の氏名、学校名等加害教員を特定することができる情報は、これらが公開されれば、被聴取者において自らの体罰や児童生徒への対応への批判をおそれて、自己に都合の悪い事実を報告しなくなるなど、処分行政庁の行う懲戒処分等という「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」情報であり、条例第6条第6号前段の非公開情報に該当すると主張する。

しかし、既に述べたとおり、学校名によって加害教員を特定することができるとは認められない以上、学校名等を公開することによって、懲戒処分等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないので、条例第6条第6号に該当する情報であると認められない。

- (3) 実施機関は、体罰自体が正当化され、許されるものではないが、このような体罰事案にあっても、ひとたび学校名、加害教員の氏名等が公開されることになれば、教員の責任追及のみがクローズアップされる傾向にあり、このような傾向が続けば、教員の意欲がなくなり、学校と家庭・地域との信頼関係が崩壊し、市町や県が行う学校における教育活動の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、加害教員の氏名、学校名等特定の学校を識別することができる情報は、条例第6条第6号前段の非公開情報に該当すると主張する。

しかしながら、他の地方公共団体においても、当該情報を公開している例が存在しており、また、実施機関において、公開によって、市町や県が行う学校における教育活動の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼした具体的な事実の摘示はなく、そのような支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、これらの情報を公開しても、県の機関が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないので、条例第6条第6号に該当する情報であると認められない。

- 3 以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

審 議 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
21.2.19	・ 諮問書（第1次）の受領
22.6.4	・ 諮問書（第2次）の受領
22.6.22	・ 諮問庁の意見書（第1次及び第2次）の受領
22.7.6	・ 異議申立人の意見書の受領
22.11.9 第2部会（第1回）	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
22.12.14 第2部会（第2回）	・ 審議
23.1.20	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部 会 長	中 川 丈 久
委 員	正 木 靖 子
委 員	増 野 俊 則
委 員	高 田 起 一 郎
委 員	前 田 雅 子